

平成25年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

単位：μg/m³

測定項目	一般環境				発生源周辺		沿道		環境基準 (指針値)
	宮崎市立図書館		高鍋町健康づくりセンター測定局		北部港湾事務所		都城自動車排出ガス測定局		
	測定値範囲	1年平均値	測定値範囲	1年平均値	測定値範囲	1年平均値	測定値範囲	1年平均値	
ベンゼン	0.096 ~ 1.2	0.52	0.27 ~ 1.9	0.74	0.30 ~ 2.2	0.99	0.43 ~ 2.2	1.1	3
トリクロロエチレン	<0.0007 ~ 0.79	0.13	<0.0025 ~ 0.052	0.0059	<0.0025 ~ 0.052	0.0094	-	-	200
テトラクロロエチレン	0.0048 ~ 0.056	0.024	<0.0028 ~ 0.034	0.011	<0.0028 ~ 0.022	0.011	-	-	200
ジクロロメタン	0.27 ~ 3.1	0.95	0.22 ~ 3.1	0.70	0.27 ~ 7.6	2.9	-	-	150
アクリロニトリル	<0.0015 ~ 0.039	0.010	<0.0013 ~ 0.061	0.013	0.0015 ~ 0.061	0.021	-	-	(2)
アセトアルデヒド	0.96 ~ 2.1	1.4	0.85 ~ 2.2	1.4	0.69 ~ 2.4	1.3	0.88 ~ 4.5	2.1	
塩化ビニルモノマー	<0.0010 ~ 0.18	0.021	<0.0012 ~ 0.10	0.024	<0.0012 ~ 0.087	0.018	-	-	(10)
塩化メチル	1.1 ~ 1.6	1.3	0.77 ~ 2.0	1.3	0.76 ~ 6.0	1.7	-	-	
クロム及びその化合物	0.000045 ~ 0.0035	0.0010	<0.000007 ~ 0.0047	0.00077	0.00046 ~ 0.012	0.0038	-	-	
クロロホルム	0.040 ~ 0.16	0.098	0.10 ~ 0.25	0.17	0.069 ~ 0.21	0.14	-	-	(18)
酸化エチレン	0.021 ~ 0.099	0.053	<0.00022 ~ 0.075	0.030	0.0044 ~ 3.6	0.76	-	-	
1,2-ジクロロエタン	0.034 ~ 0.35	0.11	0.013 ~ 0.46	0.13	0.011 ~ 0.37	0.10	-	-	(1.6)
水銀及びその化合物	0.00082 ~ 0.0018	0.0012	0.00095 ~ 0.0025	0.0016	0.0010 ~ 0.0037	0.0020	-	-	(0.04)
トルエン	0.41 ~ 1.8	0.92	0.88 ~ 5.4	2.0	0.64 ~ 2.4	1.5	1.6 ~ 5.3	2.8	
ニッケル化合物	0.00025 ~ 0.0052	0.0016	0.00025 ~ 0.0065	0.0028	0.0069 ~ 0.091	0.028	-	-	(0.025)
ヒ素及びその化合物	0.000018 ~ 0.0011	0.00037	<0.000003 ~ 0.0028	0.00085	<0.000003 ~ 0.0048	0.00085	-	-	(0.006)
1,3-ブタジエン	0.010 ~ 0.064	0.025	0.015 ~ 0.11	0.049	0.018 ~ 0.091	0.050	0.064 ~ 0.34	0.15	(2.5)
ベリリウム及びその化合物	<0.0000008 ~ 0.0000060	0.0000031	<0.00003 ~ <0.00003	0.000015	<0.00003 ~ <0.00003	0.000015	-	-	
ベンゾ[a]ピレン	0.0000075 ~ 0.00021	0.000083	0.000015 ~ 0.00024	0.000070	0.000016 ~ 0.00026	0.00011	0.000016 ~ 0.00083	0.00024	
ホルムアルデヒド	1.1 ~ 2.6	1.6	1.0 ~ 5.8	2.4	0.15 ~ 6.0	2.5	0.83 ~ 6.4	2.9	
マンガン及びその化合物	0.00021 ~ 0.019	0.0039	0.001 ~ 0.017	0.0042	0.014 ~ 0.28	0.074	-	-	

備考

- 1 調査は平成25年4月から平成26年3月までの毎月1回実施し、調査方法は「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(環境省水・大気環境局大気環境課)に従った。
- 2 測定値について、2重測定試験を実施した場合には、試験結果が判定基準を満たしていることを確認し、2つの測定値の平均値をその月の測定値とした。また、例えば「<0.0048」とは、測定値が検出下限値0.0048未満であることを示す。
- 3 1年平均値の算出に当たっては算術平均を用い、測定値が検出下限値以上で定量下限値未満の場合はそのままの数値を、検出下限値未満の場合は検出下限値の1/2として算出した。
(例：測定値が0.50、0.16、0.49、0.14、0.17であり、定量下限値が0.50、検出下限値が0.15であった場合は、(0.50 + 0.16 + 0.49 + 0.15/2 + 0.17)/5 = 0.28とする。)